

会議名 平成26年度第1回二セコ町国民健康保険審議会議事録

開催日 平成26年12月8日	会議時間	開会 AM・PM 2:00	閉会 AM・PM 3:15
会議場所 二セコ町役場 第2会議室	記録者 保健福祉課保険医療係主事 浅井理登		
出席者 審議会委員：木嶋委員・前田委員・高橋委員・高木委員・荒木委員 二セコ町役場：片山町長（挨拶・諮問のみ）・芳賀税務課長・重森税務係長・ 細川税務係主事・折内保健福祉課長・中田保険医療係長・浅井保険医療係主事			
欠席者 小松委員			

会議日程

- (1) 開会（進行：折内課長）
- (2) 町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (3) 会長挨拶（木嶋会長）
- (4) 議事（中田係長から議案および資料等説明）
- (5) 質疑（下記参照）
- (6) まとめ（諮問どおり承認）

## 会議内容

### 1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

#### 1 現状

国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっています。

#### 2 改正の考え方

- ① 国民健康保険の財政運営を、平成30年度を目標に都道府県に移行する方針のことから、7年後を目標に保険給付に必要な税率に段階的に改正する。しかし、厳しい経済、生活実態にも配慮が必要なため、来年度は据え置きとする。
- ② 本来、国民健康保険財政は独立した会計としての運営を原則とするが、不足する財源を全て保険税に求めると大幅な引上げとなるため、加入者の急激な負担増を緩和する目的で、臨時的に財源不足分を一般会計から繰り入れる。
- ③ 現年度収納率見込みを、94.0%とする。

#### 【参考資料】

##### (1) 医療給付費と財源不足額の推移

単位：千円

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療養給付費等	448,805	447,992	411,488	427,418	423,687	428,842
財源不足額	基金 67,000	基金 51,500	基金 10,000 任意 24,400	基金 0 任意 34,600	基金 0 任意 62,800	基金 0 任意 32,300

※1) 26年度分の医療費等は、4月～7月まで実績、8月以降は前年度実績により推計

2) 財源不足額＝基金繰入金＋任意繰入金（H26予算ベース）

##### (2) 一人当たりの診療に要した費用額（入院、入院外、歯科）の推移

単位：円

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ニセコ町	360,708	220,312	269,676	264,142	235,044	253,852
管内町村	424,810	287,655	280,808	296,462	294,526	323,565

※1) 資料：後志国保のすがた ※平成20年度より老健制度から後期医療制度へ移行

##### (3) 一般医療分にかかる一人当たりの保険税賦課状況の推移

単位：円

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ニセコ町	57,317	54,007	56,330	57,335	65,764	65,481
管内町村	74,971	70,156	69,677	66,879	66,971	62,350

※1) 資料：後志国保のすがた

【諮問事項】平成27年度国民健康保険税率の条例本則税率を据え置きとする。

＜基礎課税分＞

所得割 8.3% 資産割 64% 均等割 21.5千円 平等割 26.8千円

＜後期高齢者支援金等課税分＞

所得割 2.1% 資産割 16% 均等割 5.6千円 平等割 7千円

＜介護納付金課税分＞

所得割 2.2% 資産割 3% 均等割 9.7千円 平等割 9.7千円

【質疑】

委員 平成30年から都道府県化されるのか？

⇒ はい、税率については町村ごとに決めてよいということになっている。

委員 標準保険料とは何か？また、それに従わなければならないのか？

⇒ 標準保険料とは道から示される町村ごとの適正な保険料で、一般会計からの繰り入れを防ぐ狙いがある。市町村はそれを参考にして自主的に保険料を決めてよいとなっている。

委員 ニセコは若くて生産性のある世代の所得が低くて大変だと聞きます。

委員 加えて年金暮らしの高齢者も多いので、半数以上の世帯が軽減対象で国保は運営が厳しいことがわかりますね。これでは、いくら保険税を課税してもほとんどが軽減されるのでお金が入ってこないということになるのか？

⇒ いいえ、軽減された分の保険税は国や道からの交付金によって一部が補填されている。

委員 事務局から示された税率改正計画の中で、歳入不足が数千万円となっているが、それには軽減に対して国や道からもらう交付金などが含まれているのか？

⇒ はい、交付金などの歳入も含まれているが、それでも赤字になるということ。

委員 平成30年度に国保が都道府県化された場合、赤字を出さないように運営しなければならないのか？

⇒ 現段階ではっきりわからないが、赤字を出さないようにすると保険料が高くなるので激変緩和のような何らかの措置があるのではないかと思う。  
今後の動向を注視していきたい。

委員 高齢化や医療技術の高度化で医療費が伸びているので厳しいですね。都道府県化されたときに保険料が大きく跳ね上がる可能性を考えると、現段階から少しずつ上げていったほうが良いのかもしれないが、最近の情勢や被保険者のことを考えると、来年度は税率を上げないに越したことはない。

会長 平成27年度については、諮問の保険税率据え置きについては了承という意見でよろしいか。

各委員 はい。

会長 町に対し保険税の据え置きを承認する旨回答する。

以上。